

市内の障がい者雇用の実例

～企業が実際に取り組み、感じたこと～

日時

7月27日（月）**13：30～16：30** ※途中休憩あり

場所

青森商工会議所 7階研修室
(青森市新町1丁目2-18)**定員先着
30名****参加
無料****★市内全ての企業様が対象です★**

「障がい者雇用のつまずくポイントは？」

「障がい者向けの仕事はある？」

「障がい者を雇用する理由、しない理由」

「雇ったときの課題って？」

「会社に良い変化ってあるの？」

「誰が助けてくれるの？」

セミナープログラム

- ①障がい者雇用の流れと
各種支援制度の紹介
(青森公共職業安定所)
- ②市内法人様の障がい者雇用の
取組事例紹介（失敗例も含め）
(株式会社みちのくモビリティサービス、
公立大学法人青森公立大学、医療法人芙蓉会)
- ③支援機関からみた
障がい者雇用の実態
(青森障害者就業・生活支援センターすこやか)
- ④質疑応答、参加企業様間の意見交換

法定雇用率が引き上がりました！

すべての事業主は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率以上の障がい者を雇用しなければならないこととされています。

法定雇用率は数年ごとに段階的に引き上げられていて、令和8年7月にも引き上げられました。

	民間企業の 法定雇用率	対象事業主 の範囲 (従業員数)
R6.4月	2.5%	40.0人以上
R8.7月	2.7%	37.5人以上

主催：青森市

共催：青森公共職業安定所、青森障害者就業・生活支援センターすこやか、青森県中小企業家同友会、
青森雇用対策協議会、青森商工会議所

お申し込み方法

裏面の申込方法をご覧ください、**7月24日(金)**までにFAX・メール等によりお申し込みください。お申し込み
お問い合わせ

青森市経済部経済政策課

TEL. 017-734-2402 FAX. 017-734-5126

メール keizai-seisaku@city.aomori.aomori.jp